

勤務間インターバルの導入に 取り組んだ企業に最大 50 万円！

新たに勤務間インターバルを導入又は適用範囲拡大等を行なうと経費の 3/4 が助成されます。

【助成金の概要】

勤務間インターバル規制とは、時間外労働などを含む 1 日の最終的な勤務終了時から翌日の始業時まで、一定期間のインターバルを保障することにより従業員の休息時間を確保しようとする制度です。

「職場意識改善助成金」は、長時間労働の抑制に向け勤務間インターバルの導入に取り組んだ中小企業事業主を対象として、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

休憩時間数(※)	「新規導入」に該当する 取組がある場合	「適用範囲の拡大」・ 「時間延長」のみの場合	補助率
9時間以上11時間未満	40万円	20万円	3/4
11時間以上	50万円	25万円	3/4

助成金申請の流れ

STEP1 事業実施承認申請

支給対象となる取組み(下記参照)についていずれか一つ以上を実施予定とし、要する経費の内訳を明らかにして、申請書を提出します(12月15日迄)

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家(社会保険労務士、中小企業診断士など)によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の作成・変更(時間外・休日労働に関する規定の整備など)
- 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
- 労務管理用機器の導入・更新
- その他の勤務間インターバル導入のための機器等の導入・更新

STEP2 事業実施

STEP3 支給申請

支給申請書を提出します(2月末迄)

山田労務管理事務所

助成金チェックシート

Q1	中小企業事業主である	<input type="checkbox"/>	Q4	労働保険料は全て納付している	<input type="checkbox"/>
Q2	労働者災害補償保険の適用事業主である	<input type="checkbox"/>	Q5	勤務間インターバル制度を導入していない	<input type="checkbox"/>
Q3	過去3年以内に助成金の不正受給をしていない	<input type="checkbox"/>	Q6	所定外労働を行なわないなどの定めがない	<input type="checkbox"/>

→上記のすべてに当てはまる方は、助成金をもらえる可能性があります。
下欄に必要事項をご記入の上、FAXをお送りください。
当事務所よりご連絡させていただきます。

さらに、今回ご紹介させていただいた助成金にも該当するかどうか**無料**で診断するサービスを行っております。是非一度お試しください。

山田労務管理事務所

担当: 山田

佐賀市八戸溝3-9-3

TEL: 0952-36-8018

ホームページ: <http://yamada-sr-office.com/>

当事務所では、助成金申請について専門家(社会保険労務士)が対応しております。また、就業規則、労働保険・社会保険の手続き、給与計算、CUBIC(適性検査)、行政対応などの業務にも幅広く対応しております。

詳しくはホームページをご覧ください。

FAX番号0952-36-8028

会社名		ご担当者		
ご住所	〒			
連絡先		FAX		
無料助成金診断をご希望の事業主さまは右欄に✓をお付けください				<input type="checkbox"/>